

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第82条の3第1項に規定する「国土交通大臣が定めたもの」の告示について

1. 背景

第164回国会において、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」（含「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」（以下「新外貿法」という。））が平成18年5月17日に公布され、同年10月1日に施行の予定となったところである。

施行に伴い、旧外貿埠頭公団より業務を承継した外貿埠頭公社は、国土交通大臣の指定を受けた株式会社（以下「指定会社」という。）へ、外貿埠頭その他の外貿埠頭事業に関連する資産を出資することにより、民営化ができるようになった。

2. 告示概要

外貿埠頭公社の民営化を早期に進め資産の円滑な移転を図る必要から、指定会社が外貿埠頭公社からの出資により取得した不動産の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減を受ける対象不動産の範囲について、下記のとおり国土交通大臣が定め、告示するものである。

記

- 第1号 新外貿法第2条第1項第1号に規定する外貿貨物定期船に係留するための岸壁
- 第2号 前号の岸壁に近接する自動車航送船（主として輸出入に係る貨物の輸送に供されるものに限る）の係留をするための岸壁
- 第3号 前2号の岸壁背後に存するヤード、自動車待機場、管理棟等
- 第4号 フェリー埠頭内に存するターミナルビル、旅客乗降施設等
- 第5号 護岸、臨港道路、埠頭内道路等
- 第6号 指定会社が業務を行う本社及び出先事務所
- 第7号 前各号の敷地の用に供する不動産

（参 考）登録免許税の軽減措置

- ・ H18年10月1日～H20年3月31日まで取得分
課税標準の8／1000
- ・ H20年4月1日～H21年3月31日まで取得分
課税標準の15／1000